

企業行動の開示・ 評価に関する研究会中間報告書概要

コーポレートガバナンス及びリスク管理・ 内部統制に関する開示・ 評価の枠組について
- 構築及び開示のための指針 -
概要

本指針は、各企業がコーポレートガバナンス（企業経営を規律するための仕組）及びリスク管理・ 内部統制を構築及び開示していくにあたり、参考とすべき基本的事項を提示したものである。

企業経営者は、不祥事の未然防止等を図り、ひいては企業価値を向上させていくため、それぞれの企業の実態、特性に適したコーポレートガバナンス及びリスク管理・ 内部統制について本指針を参考としつつ、自主的に構築及び開示していくことが重要である。

これらの取組は、企業が個々に行うだけでなく、グループ企業を含む企業集団全体が一体となって取り組むことが重要である。

構築及び開示のための指針

(1) コーポレートガバナンスの確立

コーポレートガバナンスが有効に機能するためには、

企業理念・ 行動規範等に基づき健全な企業風土を根づかせ、この健全な企業風土により企業経営（企業経営者）が規律される仕組が有効に機能すること、

監査役（監査委員）の監査環境整備・ 実質的な機能強化により、監査が適正に行われること等、

が重要。

(2) 健全な内部環境の整備・ 運用

コーポレートガバナンス等についての全社的な調査、評価等を実施する統括部署を設置し、倫理規程や法令遵守マニュアル等の作成、従業員に対するそれらの徹底を行うとともに、権限の過度な集中や過度に広範な裁量の付与を避け、部門間の明確な相互牽制機能を維持することが重要。

(3) トータルにリスクを認識・ 評価

経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルかつ適切に認識・ 評価することが重要。 その際、リスクの影響及び発生可能性を勘案して、対応すべきリスクの優先順位を決定することが重要。

(4) リスクへの適切な対応

対応すべきリスクの優先順位を踏まえ、自社の内部統制をダイナミックに見直しつつ整備・運用し、リスクに適切に対処していくことが重要。

(5) 円滑な情報伝達の整備・運用

通報者の匿名性の確保等、通報者の不利益回避のための厳格な措置を講じつつ、通常の業務報告経路とは別の報告経路（ヘルプライン等）を確立すること、また、重大な事態が発生した際に、迅速かつ的確に企業経営者に情報が伝達される仕組みを構築しておくことが重要。

(6) 業務執行ラインにおける統制と監視の適切な整備・運用

トータルなリスクの認識・評価及び適切な対応を反映した、経営管理・業務管理・業務執行の体制や規則（手続き、マニュアル等）を定めるとともに、不断の見直しを行っていくことが重要。

(7) 業務執行ラインから独立した監視（内部監査）の確立

業務執行ラインから独立し、高い専門性及び倫理観を有した内部監査部門を設置し、運用していくことが重要。

指針の活用

本指針を参考として構築したコーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する社内体制、規範等は、当該企業等のホームページ等により広く開示するとともに、会社法の現代化において、大会社について事業報告の必要的記載事項となる予定の「内部統制システム構築の基本方針の概要」
上場会社の企業経営者が、証券取引法に基づく有価証券報告書、及び東京証券取引所上場規則に基づく決算短信
において、開示していくことが重要。

評価の在り方

コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に係る評価の枠組としては、
企業経営者自らによる評価(内部監査人の監視・検証活動を含む)
会社の機関としての監査役(監査委員)による評価
外部監査人による財務報告に係る内部統制の評価
等が考えられる。

特に、会社の重要情報に対する監査役のアクセスの保証、監査役と内部監査部門及び外部監査人等との関係強化等による監査役監査の機能強化が重要。